

千葉市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、千葉市職員措置請求（6千監（住）第2号）に係る監査の結果を別紙のとおり公表します。

令和7年5月29日

千葉市監査委員	穴	倉	輝	雄
同	宮	原	清	貴
同	石	橋		毅
同	亀	井	琢	磨

内容

第 1	請求の受付	1
1	請求の要旨	1
2	監査請求人	2
3	請求書の提出日	2
4	請求の要件審査	2
第 2	監査の実施	2
1	監査の対象事項	2
2	監査対象部局	3
3	監査の日程	3
4	監査請求人の証拠の提出及び陳述	3
5	関係職員等の陳述	3
	(1) 実施経過	3
	(2) 関係職員等の陳述要旨	3
第 3	監査の結果	7
1	事実の確認	7
	(1) 対象議員に対する辞職勧告決議	7
	(2) 対象議員への議員報酬等の支給	8
2	判断	10
	(1) 辞職勧告決議の法的拘束力について	10
	(2) 本件議員報酬等に係る支出について	10
	(3) 市が対象議員に対し、両名が受給した議員報酬等を返還請求又は損害賠償請求することの可否について	11
	(4) 議会事務局総務課長及び市長の賠償責任について	11
	(5) 本件監査請求で付記されている対象議員に対する市長及び関係職員の刑事告発義務について	12
3	結論	12

第 1 請求の受付

1 請求の要旨

本件監査請求の要旨は次のとおりである（以下、原文のまま掲載）。

第 1 請求の要旨

千葉市長及び本支出負担行為等の事務を執行した関係職員に対し、不当な支出の返還を求めるよう、千葉市長並びに関係職員に対し勧告することを求める。

第 2 長及び職員の指定

千葉市長及び本件支出負担行為等支出に関する事務を執行した職員。

第 3 請求の原因

千葉市議会 櫻井崇議員及び同大平真弘議員は、千葉市議会議長に対し偽造による請願書を作成しこれを提出した。（提出紹介議員は、渡辺惟大、山崎真彦両議員。）両人は、請願者本人の意思を確認しないまま請願書を自ら作成し署名し提出（2024年（令和6年）8月28日）した。

両議員の非違行為に対し千葉市議会は、辞職勧告決議をした。当該決議は、「日本維新の会・無所属の会」（当時）に所属する5名の議員が退席するなか、議長を除く44人全員の賛成で可決された。これは本件の当事者及びその関係者を除く千葉市議会全議員の一致した意思の表明と認められる。

そもそも当該行為は、民主主義を崩壊させる蛮行と断ぜざるを得ない。また、刑法第159条私文書偽造等の構成要件に該当する。両議員は、千葉市民の負託に応える適格性を欠くことは明白である。よって、請願書と称するものが市議会事務局に提出された2024年（令和6年）8月28日以降、両議員に千葉市から支給された議員報酬及び期末手当の合計13,582,800円（内訳は別表）、の返還を求めることが必定である。

（付記）

なお、本文中に適示した請願書については、刑法第159条私文書偽造等の構成要件に該当することは明らかである。よって、市長及び関係職員は、刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づき、両人を刑事告発する義務を負っている。

別表：支給額内訳

両議員に対する例月議員報酬及び期末手当支給状況内訳表（令和6年9月～令和7年2月） 単位：円

議員名	例月議員報酬							期末手当	
	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	議員報酬計	12月	期末手当計
櫻井崇 議員	770,000	770,000	770,000	770,000	862,400	770,000	4,712,400	2,079,000	2,079,000
大平真弘 議員	770,000	770,000	770,000	770,000	862,400	770,000	4,712,400	2,079,000	2,079,000
計	1,540,000	1,540,000	1,540,000	1,540,000	1,724,800	1,540,000	9,424,800	4,158,000	4,158,000

議員報酬計： 9,424,800

期末手当計： 4,158,000

合計：13,582,800

※議員報酬1月分には、期末手当差額分を含む。

（請求書添付の「事実証明書」略）

2 監査請求人

千葉市の住民 1 名

3 請求書の提出日

令和 7 年 3 月 3 1 日

4 請求の要件審査

(1) 監査委員に求める勧告内容の確認等

本件監査請求書の記載内容のうち、請求の要旨については「千葉市長及び本支出負担行為等の事務を執行した関係職員に対し、不当な支出の返還を求めるよう、千葉市長並びに関係職員に対し勧告することを求める。」と記載されており、監査委員に対し求める勧告内容が必ずしも明確であるとはいえなかった。よって、監査請求人に確認したところ、監査請求人から令和 7 年 4 月 1 6 日付けで「千葉市長及び本支出負担行為等の事務を執行した関係職員（以下「市長等」という。）が櫻井崇議員及び大平真弘議員（以下「対象議員」という。）に対し、令和 6 年 8 月 2 8 日以降に支給した議員報酬及び期末手当（以下「議員報酬等」という。）の返還請求を行うよう勧告することを求める。」旨の回答があったので、監査請求人の監査請求をこのように解して監査を進めることとした。

なお、市に「不当利得に基づく返還請求権」や「不法行為に基づく損害賠償請求権」がある場合、対象議員に対する権利行使は市の代表者たる市長が行うこととなる。

(2) 「本支出負担行為等の事務を執行した関係職員」の確認

監査請求人は「本支出負担行為等の事務を執行した関係職員」と主張し、職員を特定していないが、千葉市決裁規程（平成 4 年千葉市訓令（甲）第 1 号）第 7 条第 3 号及び別表第 1 共通専決事項 3 財務に関する事項並びに千葉市議会事務局処務規程（昭和 3 7 年千葉市議会規程第 2 号）第 2 条第 2 項総務課の事務分掌第 5 号は、議員に対する議員報酬等の支給を、議会事務局総務課長の専決事項と規定している。

よって、本件請求の対象となる関係職員とは、同課長と解して監査を進めることとした。

(3) 要件審査に係る判断

本件監査請求は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「自治法」という。）第 2 4 2 条第 1 項及び第 2 項の所定の要件を具備しているものと認め、監査を実施することとした。

第 2 監査の実施

1 監査の対象事項

本件監査請求書の記載事項及び監査請求人に確認した内容から、次の事項を監査の対象とした。

市長は、対象議員に対し、請願書の提出日である令和6年8月28日以降に支給された議員報酬等について違法又は不当な公金の支出であるとして、不当利得に基づいて返還の請求をすべきか、あるいは、不法行為に基づいて損害賠償の請求をすべきか。

2 監査対象部局

議会事務局を監査対象部局とした。

3 監査の日程

年 月 日	内 容	
令和7年 4月15日	令和7年度第1回監査委員会	審議（第1回）
令和7年 4月23日	令和7年度第2回監査委員会	審議（第2回）
令和7年 5月21日	令和7年度第3回監査委員会	審議（第3回）
令和7年 5月28日	令和7年度第4回監査委員会	審議（第4回）

4 監査請求人の証拠の提出及び陳述

自治法第242条第7項の規定に基づく陳述は、監査請求人が陳述を希望しなかったため、実施しなかった。また、監査請求人からの新たな証拠提出はなかった。

5 関係職員等の陳述

（1）実施経過

議会事務局に対して、関係職員等の陳述の聴取に代えて、陳述に相当する書面の提出を求めたところ、令和7年4月18日付けで陳述書が提出された。

（2）関係職員等の陳述要旨

上記（1）の陳述書の要旨は、おおむね次のとおりである。

ア 今回の事案に関する経緯について

請願第5号「市議会議員への討論原稿案の提供問題に関する請願書」（以下「本件請願書」という。）が、令和6年8月28日に、会派「日本維新の会・無所属の会」に所属していた対象議員と他2名の議員計4名が紹介議員となり、議長へ提出された。

本件請願書の作成については、千葉市議会会議規則（昭和42年千葉市議会規則第1号）第127条第1項で、「請願書には、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印しなければならない。」と規定されているが、本件請願書に記載された請願者から「請願書の署名は自書ではない。」との申出がなされた。

このため、対象議員に対し事実確認のため聞き取りを行ったところ、これを認める趣旨の発言があったことから、令和6年9月17日に、議員辞

職勧告決議案が本会議に提出され、可決された。

上記決議可決後、対象議員は辞職せず議員として議会活動、議員活動を継続していることから、自治法第203条及び千葉市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年千葉市条例第30号。以下「議員報酬条例」という。）の規定に基づき、議員報酬等を支給した。

イ 議員辞職勧告決議の拘束力について

議員辞職勧告決議については、当該議員に対し、自らの意思で議員の職を辞するよう求める内容の決議であり、自治法等の法律に規定されていないので、議会が辞職勧告決議を行ったとしても議員の資格を失わせるまでの法的効果を持つものではなく、また、勧告を受けた議員が決議に拘束されて辞職をしなければならないものではない。

議員は、住民の直接選挙により選出されるものであることから、自ら辞職を申し出て議会又は議長の許可を得る場合（自治法第126条）、議員の被選挙権の有無又は自治法第92条の2の規定に該当するか否かの決定の手続（以下「資格決定の手続」という。）により職を失う場合（自治法第127条第1項）及び懲罰事由に該当し除名の処分を受ける場合（自治法第135条第1項第4号）などに当たらない限り、その地位を失うことはないと解されている。

ウ 議員報酬等に関する法令等の仕組みについて

（ア）議員報酬とその額について

自治法第203条第1項は、「普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。」と規定している。

議員報酬条例第2条柱書は、「議員報酬の額は、次に掲げるとおりとする。」とし、同条第3号で議長及び副議長以外の議員は月額770,000円と規定している。また、議員報酬条例第3条第1項では、「新たに議員になったときはその日から支給し、任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れたときはその日まで支給する。」と規定している。

なお、自治法及び議員報酬条例上、辞職勧告決議を受けた議員の報酬の支払いを制限する規定はない。

（イ）議員報酬の支給方法及び支給日について

議員報酬の支給方法について、議員報酬条例第3条第3項は「一般職の職員の給与の支給方法の例による。」と規定し、千葉市職員の給与に関する条例（昭和26年千葉市条例第36号。以下「給与条例」という。）第7条第1項は「給料の計算期間は、月の1日から末日までとし、1給与期間につき、その全額を支給する。」と規定している。

議員報酬の支給日について、千葉市職員の給料等の支給に関する規則（平成3年千葉市規則第60号）第2条第1項は、「給与条例第7条第2項の規則で定める給料の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。」と規定している。

（ウ） 期末手当について

自治法第203条第3項は、「普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。」と規定している。

千葉市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（令和6年千葉市条例第36号。令和6年12月23日公布、同日施行、同月1日から適用。以下「改正条例」という。）第1条の規定による改正前の議員報酬条例第5条第1項は、「6月1日及び12月1日（基準日）にそれぞれ在職する議員に対して支給する。」と規定し、同条第2項柱書は、「期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の225を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。」と規定し、同項第1号は、「6箇月100分の100」と規定している。そして、期末手当基礎額について、同条第3項は、「前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在において議員が受けるべき議員報酬の月額に当該額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。」とし、同条第4項は、「期末手当の支給方法は、一般職の職員の期末手当の支給方法の例による。」と規定している。

また、期末手当の支給日について、給与条例第20条第1項は、「期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。」とし、千葉市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和49年千葉市規則第66号）第15条第1項及び同規則別表第3は、12月期の期末手当を12月10日に支給する旨規定している。

なお、自治法及び議員報酬条例上、辞職勧告決議を受けた議員の期末手当の支払いを制限する規定はない。

（エ） 期末手当の引上げに係る議員報酬条例の改正について

改正条例第1条は、議員報酬条例第5条第2項中「100分の225」を「100分の235」に改め、12月期の期末手当を0.10月分引き上げた上で、令和6年12月1日に適用するとした。

エ 棄却を求める理由

(ア) 本件請願書の提出日以降、対象議員において、自治法第126条に基づく議員辞職、自治法第127条第1項に基づく資格決定の手續、自治法第135条第1項第4号に基づく除名処分などが行われた事実はなく、対象議員は、その職を失うことはなく議員の資格を有している。

したがって、市長等は各対象議員に対し、議員報酬を9月20日、10月21日、11月21日、12月20日、1月21日及び2月21日に770,000円を支払い、期末手当を12月10日に2,079,000円(月額770,000円に100分の20を乗じて得た加算額である期末手当基礎額に100分の225を乗じて算出。(対象議員の基準日(12月1日)以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間は6箇月のため100分の100を乗じた。))を支払い、条例改正に伴う差額を令和7年1月21日に92,400円(月額770,000円に100分の20を乗じて得た加算額である期末手当基礎額に100分の235を乗じて算出した額2,171,400円(対象議員の基準日(12月1日)以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間は6箇月のため100分の100を乗じた。))から令和6年12月10日に支払った2,079,000円を引いた額)を支払った。

(イ) 監査請求人は、千葉市議会は、対象議員の非違行為に対し議員辞職勧告決議をしており、本件請願書の提出日である令和6年8月28日以降に支給された議員報酬等は不当な支出であると主張しているが、市長等は、法令等に基づく義務として、対象議員に議員報酬等を支払ったものであり、当該支出が違法又は不当であるとはいえず、監査請求人の主張には理由がない。

したがって、この点に関する監査請求人の請求は棄却を求める。

オ 職員措置請求書の付記事項について

監査請求人は、本件請願書が刑法(明治40年法律第45号)第159条の私文書偽造等の構成要件に該当することは明らかであり、市長及び関係職員は、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第239条第2項に基づき対象議員を刑事告発する義務を負っていると主張している。

しかしながら、自治法第242条に基づく住民監査請求は、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は違法若しくは不当な財務に関する怠る事実を対象とするものであるため、この点に関する監査請求人の請求は、住民監査請求の対象外であるため、却下を求める。

第3 監査の結果

1 事実の確認

(1) 対象議員に対する辞職勧告決議

令和6年9月17日、対象議員に対する辞職勧告決議が令和6年第3回千葉市議会定例会本会議に提出され、以下のとおり可決された。

発議第12号

櫻井崇議員に対する辞職勧告決議について

櫻井崇議員に対する辞職勧告決議を次のとおり提出するものとする。

令和6年9月17日提出

提出者 [略]

櫻井崇議員に対する辞職勧告決議

本年8月28日受理の請願第5号「市議会議員への討論原稿案の提供問題に関する請願」は、会派「日本維新の会・無所属の会」に所属する櫻井崇議員、大平真弘議員、山崎真彦議員、渡邊惟大議員の4名が紹介議員となり、議長へ提出された。

しかし、当該請願書は請願者の意思・願意を確認せずに、本文を大平真弘議員が作成していた。また、本来請願者が自署すべき請願者氏名を、何ら権限を得ていない櫻井崇議員が署名して提出したものであった。

9月9日開催の議会運営委員会において、委員から当該請願書について「請願者本人の自署であるか」と質問をしたところ、櫻井崇議員から「請願者自身が書いている」旨の答弁があった。しかし、翌日10日に、櫻井崇議員に対して本件に関する追加聴取をしたところ、請願者本人が自署したものではなく、櫻井崇議員が署名して提出したという不正の事実を認めた。

請願制度は間接民主制を補完するものであり、行政に対する住民からの意見表明の機会を保障し、住民に直結した地方政治の実現をする上で、その意義は大きい。

こうした櫻井崇議員の行為は、地方自治における請願制度に対して社会の信頼を失墜させ、地方自治の運営を揺るがしかねない悪質極まりないものである。また、市民の負託を受けた議員及び議会の信頼と品位を著しく傷つけるものであり、櫻井崇議員の政治的・道義的責任は免れず、断じて許されるものではない。

よって、本市議会は櫻井崇議員に対し、速やかに議員を辞職するよう勧告するものである。

以上、決議する。

令和6年9月17日

千葉市議会

発議第 13 号

大平真弘議員に対する辞職勧告決議について

大平真弘議員に対する辞職勧告決議を次のとおり提出するものとする。

令和 6 年 9 月 17 日提出

提出者 [略]

大平真弘議員に対する辞職勧告決議

本年 8 月 28 日受理の請願第 5 号「市議会議員への討論原稿案の提供問題に関する請願」は、会派「日本維新の会・無所属の会」に所属する櫻井崇議員、大平真弘議員、山崎真彦議員、渡邊惟大議員の 4 名が紹介議員となり、議長へ提出された。

しかし、当該請願書は請願者の意思・願意を確認せずに、本文を大平議員が作成していた。また、本来請願者が自署すべき請願者氏名を、何ら権限を得ていない櫻井崇議員が署名して提出したものであった。

9 月 10 日に大平議員に対して本件に関する聴取をしたところ、請願者の意思・願意を確認はしておらず、大平議員個人が情報収集した中での考えにより作成していた事実を認めた。

請願制度は間接民主制を補完するものであり、行政に対する住民からの意見表明の機会を保障し、住民に直結した地方政治の実現をする上で、その意義は大きい。

こうした大平議員の行為は、地方自治における請願制度に対して社会の信頼を失墜させ、地方自治の運営を揺るがしかねない悪質極まりないものである。また、市民の負託を受けた議員及び議会の信頼と品位を著しく傷つけるものであり、大平議員の政治的・道義的責任は免れず、断じて許されるものではない。

よって、本市議会は大平真弘議員に対し、速やかに議員を辞職するよう勧告するものである。

以上、決議する。

令和 6 年 9 月 17 日

千 葉 市 議 会

(2) 対象議員への議員報酬等の支給

ア 関係法令等

(ア) 議員報酬の額

自治法は、議員報酬について、「普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。」(第 203 条第 1 項)、「議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。」(同条第 4 項)と規定している。

これを受けて、本市においては議員報酬条例を定め、第 2 条第 3 号で、議長及び副議長以外の議員の議員報酬を月額 770,000 円と規定し

ている。また、第3条第1項で、「新たに議員になったときはその日から支給し、任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れたときはその日(死亡したときは、その月)まで支給する。」と規定している。

(イ)「議員報酬の支給方法及び支給日」、「期末手当」及び「期末手当の引上げに係る議員報酬条例の改正」については、上記第2の5(2)にて監査対象部局が主張するとおりであることを確認したので、これを引用する。

イ 対象議員への支給状況

監査請求人が主張する令和6年8月28日以降、上記アの各規定に基づき対象議員に対し支給された議員報酬等の支給状況は、次のとおりである(以下「本件支出」という。)

なお、令和6年8月分の議員報酬(同月21日支給)については、監査請求人が本件請願書の提出日である同月28日以降の分も日割りで返還等を求めているものと解し、議員報酬条例第3条に準じ、翌日の同月29日から同月31日までの期間について日割計算をして算出した額としている。

(ア) 議員報酬

支給内容	支給日	支給金額(1名分)	支給金額(2名分)
8月分	令和6年 8月21日	74,516円(※)	149,032円(※)
9月分	同年 9月20日	770,000円	1,540,000円
10月分	同年10月21日	770,000円	1,540,000円
11月分	同年11月21日	770,000円	1,540,000円
12月分	同年12月20日	770,000円	1,540,000円
1月分	令和7年 1月21日	770,000円	1,540,000円
2月分	同年 2月21日	770,000円	1,540,000円
3月分	同年 3月21日	770,000円	1,540,000円
4月分	同年 4月21日	770,000円	1,540,000円
5月分	同年 5月21日	770,000円	1,540,000円
合計		7,004,516円	14,009,032円

※ 本件請願書が提出された翌日の令和6年8月29日から同月31日までの日割計算(その月の現日数を基礎とする。)により算出した額

(イ) 期末手当

支給内容	支給日	支給金額（1名分）	支給金額（2名分）
12月期	令和6年12月10日	2,079,000円	4,158,000円
(※)	令和7年1月21日	92,400円	184,800円
合計		2,171,400円	4,342,800円

※ 上記第2の5(2)ウ(エ)の引上げによる差額を、1月に追加支給している。

2 判断

(1) 辞職勧告決議の法的拘束力について

ア 上記1(1)で認定したとおり、対象議員は、令和6年9月17日、千葉市議会の決議により辞職勧告を受けているので、議会の辞職勧告決議が議員の身分を失わせる効力を有するかについてまず検討する。

イ 議員がその身分を失うのは、自治法等に規定されている次のいずれかの場合である。

- (ア) 任期満了（自治法第93条）
- (イ) 辞職（自治法第126条）
- (ウ) 資格決定の手續による失職（自治法第127条第1項）
- (エ) 当選又は選挙の無効に関する審判の確定（自治法第128条）
- (オ) 除名の懲罰（自治法第135条第1項第4号）
- (カ) 死亡
- (キ) 住民による議会の解散請求による解散（自治法第76条、第78条）
- (ク) 住民による議員の解職請求による解職（自治法第80条、第83条）
- (ケ) 長による議会の解散（自治法第178条第1項）
- (コ) 議会の自主解散（地方公共団体の議会の解散に関する特例法（昭和40年法律第118号））
- (サ) 廃置分合による地方公共団体の消滅（自治法第6条、第7条）

ウ 辞職勧告決議は、上記のいずれにも該当しない事実上の措置であると解さざるを得ないし、また、他に辞職勧告決議が議員の身分を失わせる効果を持つとする法律も存在しないため、結局法的拘束力を有するものではないと解さざるを得ない。よって、対象議員が辞職勧告に従わなかったとしても、それが違法な状態であるとまでは認められない。

(2) 本件議員報酬等に係る支出について

普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給すべき義務を負っている（自治法第203条第1項）。また、期末手当については、普通地方公共団体が条例で定めることにより、議員に対し期末手当を支給することができる（同条第3項）。

さらに、議員報酬及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例で定めなければならないとされている（同条第4項）。

これらの自治法の規定の趣旨は、議員報酬等の額及び支給方法（期末手当については支給するか否かを含む。）の決定を条例に委ねることにより、これに対する民主的統制を図ったものであると解される。

当該自治法の規定を受けて本市では議員報酬条例を制定しているところ、同条例には「任期満了、辞職、失職、除名、議会の解散又は死亡」以外に、議員報酬等の不支給又は減額を認める規定は存在しない。

議員報酬等の不支給又は減額を可能とするためには、その根拠を条例で定める必要がある。したがって、市長等が条例の定めのないままに自己の裁量で議員報酬等を不支給としたり、あるいは減額したりすることは許されないと解するのが相当である。

本件事案においては、上記（１）で判断したとおり、辞職勧告決議に法的拘束力はなく対象議員が引き続き議員としての身分ないし地位を有していることや議員報酬条例の規定内容から、市は、対象議員に対し議員報酬等を支給すべき義務を負うものと解せられる。

よって、市が、自治法及び議員報酬条例に基づき、対象議員に対して行った本件支出は、違法又は不当なものであるとは認められない。

（３）市が対象議員に対し、両名が受給した議員報酬等を返還請求又は損害賠償請求することの可否について

上記（２）で判断したとおり、市が行った対象議員に対する本件支出は、違法又は不当な支出であるとは認められないので、対象議員は本件支出に係る議員報酬等を受給する法律上の理由がある。よって、市は対象議員に対し、民法（明治２９年法律第８９号）第７０３条に基づいて不当利得返還請求をすることができない。

また、対象議員に対する本件支出は違法な支出であるとは認められないので、市は、対象議員に対し、同法第７０９条が規定する不法行為に基づく損害賠償の請求をすることができない。

（４）議会事務局総務課長及び市長の賠償責任について

上記第１の４（１）のとおり、監査請求人は、市長が対象議員へ議員報酬等の返還請求又は損害賠償請求をすることを求めているが、議会事務局総務課長又は市長に違法又は不当な行為等があつて市に対して損害賠償の義務を負担するかについても、下記のとおり判断することとした。

ア 議会事務局総務課長の賠償責任

上記（２）で判断したとおり、対象議員に対する本件支出は自治法や議員報酬条例に基づくものであるから、違法又は不当な支出であるとは認められない。よって、本件支出の専決権者である議会事務局総務課長は、損害賠償の責任を負わない。

イ 市長の賠償責任

議会事務局総務課長は、本件支出について専決権者として決裁しているが、普通地方公共団体の長の権限に属する財務会計上の行為を、委任を受けた吏員が処理した場合は、長は、右吏員が財務会計上の違法行為をすることを阻止すべき指揮監督上の義務に違反し、故意又は過失により右吏員が財務会計上の違法行為をすることを阻止しなかったときに限り、普通地方公共団体が被った損害につき賠償責任を負う（最高裁平成3年12月20日判決、最高裁平成5年2月16日判決）。

これを本件についてみると、上記（2）で判断したとおり、対象議員に対する本件支出は違法又は不当な支出であるとは認められないから、支出の違法又は不当を前提とする市長の指揮監督義務に関する違反も認められないので、市長は損害賠償の責任を負わない。

（5）本件監査請求で付記されている対象議員に対する市長及び関係職員の刑事告発義務について

住民監査請求の対象となる事項は、自治法第242条第1項に定める事項、すなわち違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、又は違法若しくは不当に公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実、といういずれも財務会計上の行為又は怠る事実としての性質を有するものに限られ、広く地方公共団体の事務執行全般に及ぶものではない。

監査請求人が本件請求書で「付記」として主張する、対象議員に対する市長及び市職員の告発義務（刑事訴訟法第239条第2項）は、財務会計上の行為又は怠る事実には当たらないため、住民監査請求の対象とはならない。

3 結論

以上により、対象議員に対する本件支出に違法又は不当な点はないので、市が対象議員に対して、不当利得に基づいて返還請求をすること及び不法行為に基づいて損害賠償請求をすることはいずれも認められないから、監査請求人の請求を棄却する。

また、市が、個人としての市長等に対して損害賠償の請求をすることも認められない。